

島根県報

令和3年12月28日(火)

号外 第 152 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【条 例】

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課) 9 島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 (青少年家庭課) 10 島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (道路建設課) 11 都市計画法施行条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 12 島根県手数料条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 16 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部) 20

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 条例の概要

特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を吉賀町に権限移譲することとした。(第2条の表第35号関係)

- (1) 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証
- (2) 設立の認証の申請に係る公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知
- (3) 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し
- (4) 仮理事及び特別代理人の選任
- (5) 不正行為等の報告の受理
- (6) 役員の氏名等の変更の届出の受理
- (7) 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書の受理
- (8) 事業報告書等の受理
- (9) 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施
- (10) 解散の認定及び解散の届出の受理
- (11) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算結了の届出の受理
- (12) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
- (13) 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査嘱託
- (14) 合併の認証
- (15) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- (16) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付
- (17) 警察本部長の意見の聴取
- 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 条例の概要

貸金業者等による青少年に対する金銭の貸付け等の禁止に係る規定の整備(第20条関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 条例の概要
- (1) 歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めることとした。(第4条・第47条関係)
- (2) 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加することとした。 (第35条関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇都市計画法施行条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 条例の概要

- (1) 市街化調整区域内の開発許可等の基準を緩和するために条例で定めている隣接・近接区域並びに大規模既存集落 区域及び既存集落区域について、災害により被害を受ける危険性の高い区域を含めないこととした。(第3条・第 6条・第7条関係)
- (2) その他規定の整備
- 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 条例の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料(別表64の2の項関係)

- (1) 長期優良住宅建築等計画(以下「計画」という。)の認定等に係る手数料の額の改定等
 - ア 計画の認定を受けようとする者
 - (ア) 新築しようとする一戸建ての住宅の場合

改 正 前	改 正 後
45,000円 (適合証の提出がある場合にあっては	45,000円(確認書又は住宅性能評価書の提出がある場
6,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合に	合にあっては、12,000円)
あっては16,000円)	

(4) 新築しようとする共同住宅等の場合

区分	改 正 前	改正後
床面積の合計が500平方メートル以	104,000円 (適合証の提出がある場	104,000円(確認書又は住宅性能評
内のもの	合にあっては12,000円、設計住宅	価書の提出がある場合にあって
	性能評価書の提出がある場合にあ	は、22,000円) を認定申請数で除
	っては56,000円)を計画の認定の	して得た額
	申請の数(以下「認定申請数」と	
	いう。)で除して得た額	
床面積の合計が500平方メートルを	164,000円(適合証の提出がある場	164,000円(確認書又は住宅性能評
超え1,000平方メートル以内のもの	合にあっては21,000円、設計住宅	価書の提出がある場合にあって
	性能評価書の提出がある場合にあ	は、36,000円) を認定申請数で除
	っては89,000円)を認定申請数で	して得た額
	除して得た額	
床面積の合計が1,000平方メートル	325,000円(適合証の提出がある場	325,000円(確認書又は住宅性能評
を超え3,000平方メートル以内のも	合にあっては30,000円、設計住宅	価書の提出がある場合にあって
O	性能評価書の提出がある場合にあ	は、59,000円) を認定申請数で除
	っては167,000円)を認定申請数で	して得た額
	除して得た額	
床面積の合計が3,000平方メートル	583,000円 (適合証の提出がある場	583,000円(確認書又は住宅性能評
を超え5,000平方メートル以内のも	合にあっては56,000円、設計住宅	価書の提出がある場合にあって
O	性能評価書の提出がある場合にあ	は、95,000円) を認定申請数で除
	っては286,000円)を認定申請数で	して得た額
	除して得た額	
床面積の合計が5,000平方メートル	1,002,000円(適合証の提出がある	1,002,000円(確認書又は住宅性能
を超え10,000平方メートル以内の	場合にあっては96,000円、設計住	評価書の提出がある場合にあって

もの	宅性能評価書の提出がある場合に	は、145,000円)を認定申請数で除
	あっては439,000円)を認定申請数	して得た額
	で除して得た額	
床面積の合計が10,000平方メート	1,825,000円(適合証の提出がある	1,825,000円(確認書又は住宅性能
ルを超え20,000平方メートル以内	場合にあっては155,000円、設計住	評価書の提出がある場合にあって
のもの	宅性能評価書の提出がある場合に	は、242,000円)を認定申請数で除
	あっては786,000円)を認定申請数	して得た額
	で除して得た額	
床面積の合計が20,000平方メート	2,608,000円 (適合証の提出がある	2,608,000円(確認書又は住宅性能
ルを超え30,000平方メートル以内	場合にあっては191,000円、設計住	評価書の提出がある場合にあって
のもの	宅性能評価書の提出がある場合に	は、306,000円) を認定申請数で除
	あっては1,072,000円)を認定申請	して得た額
	数で除して得た額	
床面積の合計が30,000平方メート	3,195,000円(適合証の提出がある	3, 195, 000円(確認書又は住宅性能
ルを超えるもの	場合にあっては203,000円、設計住	評価書の提出がある場合にあって
	宅性能評価書の提出がある場合に	は、348,000円) を認定申請数で除
	あっては1,297,000円)を認定申請	して得た額
	数で除して得た額	

(ウ) 増築し、又は改築しようとする一戸建ての住宅の場合

改 正 前	改 正 後
67,000円(適合証の提出がある場合にあっては、	67,000円(確認書の提出がある場合にあっては、
9,000円)	18,000円)

(エ) 増築し、又は改築しようとする共同住宅等の場合

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が500平方メートル以	157,000円 (適合証の提出がある場	157,000円(確認書の提出がある場
内のもの	合にあっては、18,000円)を認定	合にあっては、33,000円)を認定
	申請数で除して得た額	申請数で除して得た額
床面積の合計が500平方メートルを	248,000円 (適合証の提出がある場	248,000円(確認書の提出がある場
超え1,000平方メートル以内のもの	合にあっては、32,000円)を認定	合にあっては、53,000円)を認定
	申請数で除して得た額	申請数で除して得た額
床面積の合計が1,000平方メートル	489,000円 (適合証の提出がある場	489,000円(確認書の提出がある場
を超え3,000平方メートル以内のも	合にあっては、45,000円)を認定	合にあっては、89,000円)を認定
Ø.	申請数で除して得た額	申請数で除して得た額
床面積の合計が3,000平方メートル	875,000円(適合証の提出がある場	875,000円(確認書の提出がある場
を超え5,000平方メートル以内のも	合にあっては、84,000円)を認定	合にあっては、142,000円)を認定
Ø	申請数で除して得た額	申請数で除して得た額
床面積の合計が5,000平方メートル	1,505,000円(適合証の提出がある	1,505,000円(確認書の提出がある
を超え10,000平方メートル以内の	場合にあっては、144,000円)を認	場合にあっては、217,000円)を認
もの	定申請数で除して得た額	定申請数で除して得た額
床面積の合計が10,000平方メート	2,739,000円 (適合証の提出がある	2,739,000円 (確認書の提出がある
ルを超え20,000平方メートル以内	場合にあっては、234,000円)を認	場合にあっては、363,000円)を認
のもの	定申請数で除して得た額	定申請数で除して得た額

床面積の合計が20,000平方メート	3,913,000円(適合証の提出がある	3,913,000円(確認書の提出がある
ルを超え30,000平方メートル以内	場合にあっては、287,000円)を認	場合にあっては、459,000円)を認
のもの	定申請数で除して得た額	定申請数で除して得た額
床面積の合計が30,000平方メート	4,793,000円 (適合証の提出がある	4,793,000円(確認書の提出がある
ルを超えるもの	場合にあっては、306,000円)を認	場合にあっては、521,000円) を認
	定申請数で除して得た額	定申請数で除して得た額

イ 計画の変更の認定を受けようとする者

(7) アの(7)の計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合

改 正 前	改 正 後
23,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある	23,000円(変更後の計画に係る確認書又は住宅性能
場合にあっては3,000円、設計住宅性能評価書の提出	評価書の提出がある場合にあっては、6,000円)
がある場合にあっては8,000円)	

(4) アの(4)の計画の認定を受けた共同住宅等の場合

変更に係る床面積の合計が500平方 メートル以内のもの	区 分	改 正 前	改 正 後
12,000円、設計住宅性能評価書の 提出がある場合にあっては56,000 円)を計画の変更の認定の申請の数(以下「変更認定申請数」という。)で除して得た額 変更に係る床面積の合計が500平方 メートルを超え1,000平方メートル 以内のもの 164,000円(変更後の計画に係る適 担出がある場合にあっては認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が1,000平 方メートルを超え3,000平方メートルル以内のもの 325,000円(変更後の計画に係る適 方メートルを超え3,000平方メートルル以内のもの 325,000円(変更後の計画に係る適 方との提出がある場合にあっては認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円ので変更認定申請数で除して得た額に係る適 た額 325,000円(変更後の計画に係る適 325,000円を変更認定申請数で除して得た額による。 325,000円の表別で除して得た額になる場合にあってはない。 325,000円の表別では記書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあってはない。 325,000円の表別で除して得た額に係る確 を変更認定申請数で除して得た額に係る適 方とで表別で除して得た額に係る適 を変更認定申請数で除して得た額に係る。 325,000円の表別で除して得た額に係る確 を変更認定申請数で除して得た額になる。 325,000円の表別で除して得た額に係る確 を変更認定申請数で除して得た額に係る適 を変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額に係る確 など、変更認定申請数で除して得た額を変更認定申請数で除して得た額を変更認定申請数で除して得た額を変更に係るを可能となる。 383,000円の表別で表別で除して得た額を変更に係るを可能となる。 383,000円の表別で除して得た額を表別で除して得た額を変更に係るを可能となる。 383,000円の表別で除して得た額を変更に係るを可能となる。 383,000円の表別で除して得た額を変更に係るを可能となる。 383,000円の表別で除して得た額を表別で除して得た額を表別で解析で除して得た額を表別で除して得た額を表別では、2500円の表別で除して得た額を表別で除して得た額を表別では、2500円の表別で除して得た額を表別で除して得た額を表別で解析で除して得た。 383,000円の表別で除して得た額を表別では、2500円の表別で	変更に係る床面積の合計が500平方	104,000円(変更後の計画に係る適	104,000円(変更後の計画に係る確
提出がある場合にあっては56,000 を変更認定申請数で除して得た額数(以下「変更認定申請数」という。)で除して得た額数(以下「変更認定申請数」という。)で除して得た額のという。)で除して得た額で変更に係る床面積の合計が500平方 164,000円(変更後の計画に係る適認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては認力がある場合にあっては、36,000円)を変更認定申請数で除して得た額で表して得います。 21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、36,000円)を変更認定申請数で除して得た額である場合にあっては、30,000円(変更後の計画に係る適適認力がようのの円)を変更認定申請数で除して得た額の提出がある場合にあってはは認力では、59,000円)を変更認定申請数で除して得た額の場合にあっては167,000円)を変更認定申請数で除して得た額を変更認定申請数で除して得た額で表現がある場合にあっては167,000円)を変更認定申請数で除して得た額で表現がある場合にあっては167,000円)を変更認定申請数で除して得た額で変更に係る床面積の合計が3,000平方メートのと超え5,000平方メートを超え5,000平方メートを超え5,000平方メートを超え5,000平方メートを超え5,000平方メートを超え5,000平方メートを記の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、認書又は住宅性能評価書の提出が表現を表現を表現します。	メートル以内のもの	合証の提出がある場合にあっては	認書又は住宅性能評価書の提出が
円)を計画の変更の認定の申請の数 (以下「変更認定申請数」という。) で除して得た額 変更に係る床面積の合計が500平方 メートルを超え1,000平方メートル 以内のもの 21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 21,000円、設計住宅性能評価書の 提出がある場合にあっては89,000 円)を変更認定申請数で除して得た額 22,000円(変更後の計画に係る適 325,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る適 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る適 325,000円(変更後の計画に係る適 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る適 325,000円(変更後の計画に係る適 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る適 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る適 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る適 325,000円(変更後の計画に係る適 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る適 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る額 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る額 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る額 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る額 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る額 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る額 325,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円)を変更認定可能である 2583,000円)を変更認定可能である 2583,000円)を変更認定可能である 2583,000円)を変更認定可能である 2583,000円)を変更認定を可能である 2583,000円)を変更認定を可能である 2583,000円)を変更認定を可能である 2583,000円)を変更認定を可能である 2583,000円)を可能である 2583,000円)を変更認定を可能である 2583,000円)を変更を2583,000円)を変更を2583,000円)		12,000円、設計住宅性能評価書の	ある場合にあっては、22,000円)
数(以下「変更認定申請数」という。)で除して得た額 変更に係る床面積の合計が500平方 164,000円(変更後の計画に係る適 164,000円(変更後の計画に係る商 記書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 21,000円、設計住宅性能評価書の 提出がある場合にあっては89,000円)を変更認定申請数で除して得た額 258,000円(変更後の計画に係る商 方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 325,000円(変更後の計画に係る商 音証の提出がある場合にあっては 30,000円、設計住宅性能評価書の 設書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 30,000円、設計住宅性能評価書の 設書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 59,000円)を変更認定申請数で除して得た額 20,000円、設計住宅性能評価書の 提出がある場合にあっては 59,000円)を変更認定申請数で除して得た額 2583,000円(変更後の計画に係る商 方メートルを超え5,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 2583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更認定して持定は対しませた。		提出がある場合にあっては56,000	を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が500平方 メートルを超え1,000平方メートル 以内のもの		円)を計画の変更の認定の申請の	
変更に係る床面積の合計が500平方 メートルを超え1,000平方メートル 以内のもの		数(以下「変更認定申請数」とい	
メートルを超え1,000平方メートル		う。)で除して得た額	
以内のもの 21,000円、設計住宅性能評価書の	変更に係る床面積の合計が500平方	164,000円(変更後の計画に係る適	164,000円(変更後の計画に係る確
提出がある場合にあっては89,000 円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が1,000平 方メートルを超え3,000平方メート ル以内のもの 325,000円(変更後の計画に係る適 325,000円(変更後の計画に係る適 高部の提出がある場合にあっては 30,000円、設計住宅性能評価書の 提出がある場合にあっては167,000 提出がある場合にあっては167,000 円)を変更認定申請数で除して得た額 円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が3,000平 方メートルを超え5,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 583,000円(変更後の計画に係る適 方メートルを超え5,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が を変更認定申請数で除して得た額 で変更に係る床面積の合計が3,000平 方メートルを超え5,000平方メート	メートルを超え1,000平方メートル	合証の提出がある場合にあっては	認書又は住宅性能評価書の提出が
円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 325,000円(変更後の計画に係る適 325,000円(変更後の計画に係るであっては 認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、59,000円)を変更認定申請数で除して得た額円)を変更認定申請数で除して得た額円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が3,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が表現で 2583,000円(変更後の計画に係るである場合にあっては 記書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 記書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 記書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 記書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては 記書又は住宅性能評価書の提出が	以内のもの	21,000円、設計住宅性能評価書の	ある場合にあっては、36,000円)
変更に係る床面積の合計が1,000平 カメートルを超え3,000平方メート ル以内のもの		提出がある場合にあっては89,000	を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が1,000平 325,000円(変更後の計画に係る適 325,000円(変更後の計画に係る値 方メートルを超え3,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が ある場合にあっては、59,000円) 提出がある場合にあっては167,000 を変更認定申請数で除して得た額 円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が3,000平 583,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る商 方メートルを超え5,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が ある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が ある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が おります に係る 600円 で変更後の計画に係る 600円 で変更 600円 で変更 600円 で変更 600円 で変更 600円 で変更 600円 で変更後の計画に係る 600円 で変更 600円 を変更 600円 で変更 600円 600円 で変更 600円 を変更 600円 で変更 600円 を変更 600円 600円 600円 600円 600円 600円 600円 600		円)を変更認定申請数で除して得	
カメートルを超え3,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が ある場合にあっては、59,000円) 提出がある場合にあっては167,000 を変更認定申請数で除して得た額 円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が3,000平 583,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る適 方メートルを超え5,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が 記書又は住宅性能評価書の提出が 記書又は住宅性能評価書の提出が おる場合にあっては 記書又は住宅性能評価書の提出が おる場合にあっては おおりに いっぱい おおり に で まる で		た額	
ル以内のもの 30,000円、設計住宅性能評価書の	変更に係る床面積の合計が1,000平	325,000円(変更後の計画に係る適	325,000円(変更後の計画に係る確
提出がある場合にあっては167,000 を変更認定申請数で除して得た額円)を変更認定申請数で除して得た額円)を変更認定申請数で除して得た額を変更に係る床面積の合計が3,000平 583,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円(変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 583,000円)を変更認定申請数で除して得た額 583,000円)を変更後の計画に係る商 583,000円)を変更をの計画に係る商 583,000円)を変更をの計画に修改を可能を応見を可能を可能を応見を可能を応見を応見を応見を応見を応見を応見を応見を応見を応見を応見を応見を応見を応見を	方メートルを超え3,000平方メート	合証の提出がある場合にあっては	認書又は住宅性能評価書の提出が
円)を変更認定申請数で除して得た額 変更に係る床面積の合計が3,000平 583,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円)で変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円)で変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円)で変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円)で変更後の計画に係る確 583,000円)で変更を 583,000円)で変更を 583,000円)である 583,000円列を 583,000円)である 583,000円)である 583,000円列を 583,000円列を 583,000円列を 583,000円列を 583,000円列を 58	ル以内のもの	30,000円、設計住宅性能評価書の	ある場合にあっては、59,000円)
た額 変更に係る床面積の合計が3,000平 583,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円(変更後の計画に係る確 583,000円)(変更後の計画に係る確 583,000円)(表 583,000円)(表 583,000円)(表 583,000円)(表 583,000円))(表 583,000円)))(表 583,000円))(表 583,000円)(表 583,000円))(表 583,000円)(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円)(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円)(表 583,000円))(表 583,000円))(表 583,000円)(表 583,000円))(表 583,000円)(表 583,000円		提出がある場合にあっては167,000	を変更認定申請数で除して得た額
変更に係る床面積の合計が3,000平 583,000円(変更後の計画に係る適 583,000円(変更後の計画に係る確 方メートルを超え5,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出が		円)を変更認定申請数で除して得	
方メートルを超え5,000平方メート 合証の提出がある場合にあっては 認書又は住宅性能評価書の提出だ		た額	
	変更に係る床面積の合計が3,000平	583,000円(変更後の計画に係る適	583,000円(変更後の計画に係る確
ル以内のもの 56,000円、設計住宅性能評価書の ある場合にあっては、95,000円)	方メートルを超え5,000平方メート	合証の提出がある場合にあっては	認書又は住宅性能評価書の提出が
	ル以内のもの	56,000円、設計住宅性能評価書の	ある場合にあっては、95,000円)
提出がある場合にあっては286,000 を変更認定申請数で除して得た額		提出がある場合にあっては286,000	を変更認定申請数で除して得た額
円)を変更認定申請数で除して得		円)を変更認定申請数で除して得	
た額		た額	
変更に係る床面積の合計が5,000平 1,002,000円(変更後の計画に係る 1,002,000円(変更後の計画に係る	変更に係る床面積の合計が5,000平	1,002,000円(変更後の計画に係る	1,002,000円(変更後の計画に係る
方メートルを超え10,000平方メー 適合証の提出がある場合にあって 確認書又は住宅性能評価書の提出	方メートルを超え10,000平方メー	適合証の提出がある場合にあって	確認書又は住宅性能評価書の提出

トル以内のもの	は96,000円、設計住宅性能評価書	がある場合にあっては、145,000
	の提出がある場合にあっては	円)を変更認定申請数で除して得
	439,000円) を変更認定申請数で除	た額
	して得た額	
変更に係る床面積の合計が10,000	1,825,000円(変更後の計画に係る	1,825,000円(変更後の計画に係る
平方メートルを超え20,000平方メ	適合証の提出がある場合にあって	確認書又は住宅性能評価書の提出
ートル以内のもの	は155,000円、設計住宅性能評価書	がある場合にあっては、242,000
	の提出がある場合にあっては	円)を変更認定申請数で除して得
	786,000円) を変更認定申請数で除	た額
	して得た額	
変更に係る床面積の合計が20,000	2,608,000円 (変更後の計画に係る	2,608,000円(変更後の計画に係る
平方メートルを超え30,000平方メ	適合証の提出がある場合にあって	確認書又は住宅性能評価書の提出
ートル以内のもの	は191,000円、設計住宅性能評価書	がある場合にあっては、306,000
	の提出がある場合にあっては	円)を変更認定申請数で除して得
	1,072,000円) を変更認定申請数で	た額
	除して得た額	
変更に係る床面積の合計が30,000	3,195,000円(変更後の計画に係る	3,195,000円(変更後の計画に係る
平方メートルを超えるもの	適合証の提出がある場合にあって	確認書又は住宅性能評価書の提出
	は203,000円、設計住宅性能評価書	がある場合にあっては、348,000
	の提出がある場合にあっては	円)を変更認定申請数で除して得
	1,297,000円)を変更認定申請数で	た額
	除して得た額	

(ウ) アの(ウ)の計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合

改正前	改 正 後
34,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある	34,000円(変更後の計画に係る確認書の提出がある
場合にあっては、5,000円)	場合にあっては、9,000円)

(エ) アの(エ)の計画の認定を受けた共同住宅等の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
変更に係る床面積の合計が500平方	157,000円(変更後の計画に係る適	157,000円(変更後の計画に係る確
メートル以内のもの	合証の提出がある場合にあって	認書の提出がある場合にあって
	は、18,000円)を変更認定申請数	は、33,000円)を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額
変更に係る床面積の合計が500平方	248,000円(変更後の計画に係る適	248,000円(変更後の計画に係る確
メートルを超え1,000平方メートル	合証の提出がある場合にあって	認書の提出がある場合にあって
以内のもの	は、32,000円)を変更認定申請数	は、53,000円)を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額
変更に係る床面積の合計が1,000平	489,000円(変更後の計画に係る適	489,000円(変更後の計画に係る確
方メートルを超え3,000平方メート	合証の提出がある場合にあって	認書の提出がある場合にあって
ル以内のもの	は、45,000円)を変更認定申請数	は、89,000円)を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額
変更に係る床面積の合計が3,000平	875,000円 (変更後の計画に係る適	875,000円(変更後の計画に係る確
方メートルを超え5,000平方メート	合証の提出がある場合にあって	認書の提出がある場合にあって

ル以内のもの	は、84,000円)を変更認定申請数	は、142,000円)を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額
変更に係る床面積の合計が5,000平	1,505,000円 (変更後の計画に係る	1,505,000円(変更後の計画に係る
方メートルを超え10,000平方メー	適合証の提出がある場合にあって	確認書の提出がある場合にあって
トル以内のもの	は、144,000円)を変更認定申請数	は、217,000円)を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額
変更に係る床面積の合計が10,000	2,739,000円 (変更後の計画に係る	2,739,000円 (変更後の計画に係る
平方メートルを超え20,000平方メ	適合証の提出がある場合にあって	確認書の提出がある場合にあって
ートル以内のもの	は、234,000円)を変更認定申請数	は、363,000円)を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額
変更に係る床面積の合計が20,000	3,913,000円(変更後の計画に係る	3,913,000円(変更後の計画に係る
平方メートルを超え30,000平方メ	適合証の提出がある場合にあって	確認書の提出がある場合にあって
ートル以内のもの	は、287,000円) を変更認定申請数	は、459,000円) を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額
変更に係る床面積の合計が30,000	4,793,000円(変更後の計画に係る	4,793,000円(変更後の計画に係る
平方メートルを超えるもの	適合証の提出がある場合にあって	確認書の提出がある場合にあって
	は、306,000円) を変更認定申請数	は、521,000円) を変更認定申請数
	で除して得た額	で除して得た額

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「法」という。)第9条第3項の規定による計画の変更の認定に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
法第9条第3項の規定により計画の変更の認定を受けようとする者	3,000円

(3) 容積率の特例の許可に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
容積率の特例の許可を受けようとする者	161,000円

- (4) その他規定の整理
- 2 施行期日

令和4年2月20日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 条例の概要
- (1) クロスボウの所持の許可に係る手数料の新設(別表第1の27の項関係)

	区 分	手数料の額
クロ	1スボウの所持の許可を現に受けている者に対する許可	
ア	1件のみ	6,800円
1	2件目以降	4, 300円
新た	にクロスボウの所持の許可を受けようとする者に対する許可	
ア	1件のみ	10, 500円
イ	2件目以降	6, 700円

(2) クロスボウの取扱いに関する講習会の受講に係る手数料の新設(別表第1の28の2の項関係)

	区	分	手数料の額
経験者講習			3,000円

|初心者講習| 6,900円

(3) 国際競技に参加するために入国する外国人のクロスボウの所持の許可に係る手数料の新設(別表第1の30の項関係)

	区	分	手数料の額
ア	1件のみ		3,900円
1	2件目以降		1,800円

(4) クロスボウの所持の許可の更新に係る手数料の新設(別表第1の32の項関係)

	区分	手数料の額
新た	な許可証の交付を伴う場合	
ア	1件のみ	7, 200円
1	2件目以降	4, 800円
新た	な許可証の交付を伴わない場合	
ア	1件のみ	6, 800円
イ	2件目以降	4, 400円

(5) クロスボウの射撃練習を行う資格の認定に係る手数料の新設(別表第1の34の5の項関係)

		区	分	手数料の額
ア	1件のみ			9, 300円
1	2件目以降			5, 600円

- (6) その他規定の整理
- 2 施行期日

令和4年3月15日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第43号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45 号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第35号右欄中「津和野町」の次に「、吉賀町」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき 知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行 の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条 例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の 表第35号左欄に掲げる事務で同日以後においては吉賀町長が管理し、及び執行 することとなる事務に係るものは、同日以降における同法の適用については、 それぞれ吉賀町長のした処分その他の行為又は吉賀町長に対してなされた申請 その他の行為とみなす。 島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第44号

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)の一部 を次のように改正する。

第20条第1項中「(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下 この条において同じ。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる者に対する貸金業者による金銭の貸付け又は貸付けの媒介、質屋による金銭の貸付け及び古物商による物品の買受け、売却の受託又は交換については、この条例による改正後の島根県青少年の健全な育成に関する条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律(平成30年 法律第59号。次号において「改正法」という。)附則第2条第3項の規定に よりなお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされる者
 - (2) 改正法附則第3条第2項の規定により婚姻をし、同条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされる者

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第45号

島根県単道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年島根県条例第50号) の一部を次のように改正する。

第4条中「第46条」を「第47条」に改める。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。 (歩行者利便増進道路)

- 第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を 誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保する ものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街 灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設け るものとする。
- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。) は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第46号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例(平成12年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「知事が」を「条例で」に、「市街化区域との境界から規則で定める 距離の範囲内」を「規則で定める土地の区域」に、「土地の区域とする」を「も のとする」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 市街化区域との境界から2キロメートルの範囲内の土地の区域
- 第3条第3号中「こと。」を「土地の区域」に改め、同号を同条第4号とし、 同条第2号中「こと。」を「土地の区域」に改め、同号を同条第3号とし、第1 号の次に次の1号を加える。
 - (2) 次に掲げる区域を含まない土地の区域
 - ア 建築基準法(昭和25年法津第201号)第39条第1項の災害危険区域
 - イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止 区域
 - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域のうち、崩壊するおそれのある急傾 斜地(同法第2条第1項の急傾斜地をいう。)の区域その他規則で定める 土地の区域
 - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域(規則で定める土地の区域(同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を除く。)を除く。)
 - オ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸 水被害防止区域
 - カ 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域の うち、次に掲げる事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第2条第1項の

雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある と認められる土地の区域として規則で定める土地の区域

- (ア) 土地利用の動向
- (イ) 浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間
- (ウ) 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他 の状況
- キ アからカまでに掲げる区域のほか、政令第8条第1項第2号ロから二までに掲げる土地の区域
- 第3条に次の2項を加える。
- 2 前項に規定する隣接・近接区域の土地の区域を定める規則は、市町村長の申出に基づき定めるものとする。
- 3 知事は、第1項の規則を定めようとするときは、あらかじめ島根県開発審査 会の意見を聴かなければならない。

第5条の見出し中「予定建築物等」を「環境の保全上支障がある予定建築物等」に改め、同条中「認められる」の次に「用途として条例で定める」を加え、「(昭和25年法律第201号)」を削り、「建築物とする」を「ものとする」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する土地の区域(隣接・近接区域に限る。)において、規則で定める規模及び用途に供するものにあっては、この限りでない。

- (1) 規則で定める一般国道の境界から200メートル以内の土地の区域
- (2) 規則で定める県道の境界から50メートル以内の土地の区域第5条に次の1項を加える。
- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の規則について準用する。

第6条中「開発行為は、次の各号に掲げる開発行為」を「規定により条例で定める開発行為は、第3条第1項第2号に規定する土地の区域において行う開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「自然

的社会的諸条件」を「大規模既存集落区域(規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件」に、「地域」を「ものをいう。)」に改め、同条第2号中「自然的社会的諸条件」を「既存集落区域(規則で定める土地の区域であって、自然的社会的諸条件」に、「地域」を「ものをいう。)」に改め、同条第7号中「に規定する1ヘクタール未満の規模の工作物」を「各号に掲げる工作物であって、その規模が1ヘクタール未満のもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項第1号及び第2号の土地の区域を定める規則について準用する。

第7条の見出し中「建築物」の次に「の新築等」を加え、同条中「定める建築物は、次の各号に掲げる建築物」を「条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(以下この条において「建築物の新築等」という。)は、第3条第1項第2号に規定する土地の区域において行う建築物の新築等であって、次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に、「に係る予定建築物等」を「を行う土地において予定される建築物」に改め、「該当する建築物」の次に「の新築又は改築」を加え、同条第2号中「を増築し、又は改築した建築物」を「の増築又は改築」に改め、同条第3号中「附属建築物」の次に「の新築又は改築」に改め、同条第3号中「附属建築物」の次に「の新築又は改築」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の都市計画法施行条例(以下この項において「改正後の条例」という。)に規定する規則の制定及び公布並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の目前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、 第42条第1項又は第43条第1項の規定により申請された許可の申請で、この条 例の施行の際現にこれに対する許可又は不許可の処分がされていないものの処 分については、なお従前の例による。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第47号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表64の2の項第1号中「第3項」を「第5項」に、「次号及び第5号」を 「以下この項」に改め、同号ア中「適合証(住宅の品質確保の促進等に関する法 律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(次号において 「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第6条第1項第1号から第5 号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において 同じ。)の提出がある場合にあっては6,000円、設計住宅性能評価書(住宅の品 質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をい う。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては16,000 円」を「確認書又は住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平 成11年法律第81号) 第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をい う。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、12,000 円」に改め、同号イグ中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、 「12,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては56.000円」を「、 22,000円」に改め、「共同住宅等」の次に「(区分所有住宅(法第5条第1項に 規定する区分所有住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。)を除 く。)」を加え、同号イイイ)中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、 「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては89,000円」を「、 36,000円」に改め、同号イウ中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、 「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては167,000円」を「、 59.000円」に改め、同号イロ中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、 「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては286,000円」を「、 95,000円」に改め、同号イ闭中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、

「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては439,000円」を「、 145,000円 | に改め、同号イめ中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、 「155,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては786,000円」を「、 242,000円 | に改め、同号イ中中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、 「191,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,072,000円」を 「、306,000円」に改め、同号イク中「適合証」を「確認書又は住宅性能評価書」 に、「203,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては1,297,000円」 を「、348,000円」に改め、同号ウ中「適合証」を「確認書」に、「9,000円」を 「18,000円」に改め、同号エ切中「適合証」を「確認書」に、 「18,000円」を 「33,000円」に改め、同号エイ・中「適合証」を「確認書」に、 「32,000円」を 「53,000円」に改め、同号エウ中「適合証」を「確認書」に、「45,000円」を 「89,000円」に改め、同号エ田中「適合証」を「確認書」に、「84,000円」を 「142,000円」に改め、同号エ(が中「適合証」を「確認書」に、「144,000円」を 「217.000円」に改め、同号エ切中「適合証」を「確認書」に、 「234.000円」を 「363,000円」に改め、同号エ(中「適合証」を「確認書」に、 「287,000円」を 「459,000円」に改め、同号エク中「適合証」を「確認書」に、「306,000円」を 「521,000円」に改め、同項第2号ア中「適合証(変更の認定を受けようとする 計画について登録住宅性能評価機関が作成した法第8条第2項において準用する 法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書 類をいう。以下この号において同じ。)の提出がある場合にあっては3,000円、 設計住宅性能評価書の提出がある場合にあっては8,000円」を「確認書又は住宅 性能評価書の提出がある場合にあっては、6,000円」に改め、同号イワ中「適合 証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「12,000円、設計住宅性能評価書の提 出がある場合にあっては56,000円」を「、22,000円」に改め、「共同住宅等」の 次に「(区分所有住宅を除く。)」を加え、同号イビ中「適合証」を「確認書又 は住宅性能評価書」に、「21,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合に あっては89,000円」を「、36,000円」に改め、同号イヴ中「適合証」を「確認書 又は住宅性能評価書」に、「30,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合に

あっては167,000円」を「、59,000円」に改め、同号イ田中「適合証」を「確認 書又は住宅性能評価書」に、「56,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場合 にあっては286,000円」を「、95,000円」に改め、同号イ闭中「適合証」を「確 認書又は住宅性能評価書」に、「96,000円、設計住宅性能評価書の提出がある場 合にあっては439,000円 | を「、145,000円 | に改め、同号イ別中「適合証 | を 「確認書又は住宅性能評価書」に、「155,000円、設計住宅性能評価書の提出が ある場合にあっては786,000円 | を「、242,000円 | に改め、同号イ的中「適合証 | を「確認書又は住宅性能評価書」に、「191,000円、設計住宅性能評価書の提出 がある場合にあっては1.072.000円」を「、306.000円」に改め、同号イ(り)中「適 合証」を「確認書又は住宅性能評価書」に、「203,000円、設計住宅性能評価書 の提出がある場合にあっては1,297,000円」を「、348,000円」に改め、同号ウ中 「適合証」を「確認書」に、「5,000円」を「9,000円」に改め、同号エの中「適 合証」を「確認書」に、「18,000円」を「33,000円」に改め、同号エイイ)中「適合 証」を「確認書」に、「32,000円」を「53,000円」に改め、同号エ(り中「適合証」 を「確認書」に、「45,000円」を「89,000円」に改め、同号エ田中「適合証」を 「確認書」に、「84,000円」を「142,000円」に改め、同号エ闭中「適合証」を 「確認書」に、「144,000円」を「217,000円」に改め、同号エ切中「適合証」を 「確認書」に、「234,000円」を「363,000円」に改め、同号工用中「適合証」を 「確認書」に、「287,000円」を「459,000円」に改め、同号エ(ク)中「適合証」を 「確認書」に、「306,000円」を「521,000円」に改め、同項第4号中「第9条第 1項 | の次に「及び第3項 | を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 法第18条第1項の規定に基づく容積率 161,000円 の特例の許可を受けようとする者

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

報

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に、この条例による改正前の島根県手数料条例(以下この項において「旧条例」という。)別表64の2の項第1号及び第2号に規定する適合証又は設計住宅性能評価書を添えて長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項まで及び第8条第1項の規定による認定を受けようとする者に係る手数料の額については、旧条例別表第64の2の項第1号及び第2号の規定の例による。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第48号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)の一部を次のように改 正する。

別表第1の27の項手数料を納付しなければならない者の欄中「銃砲又は」を 「銃砲等又は」に改め、同項の1中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持 の」を加え、同項の2中「1以外」を「1又は2以外」に、「同時に他の同項」 を「同時に他の法第4条第1項」に改め、同項中2を3とし、1の次に次のよう に加える。

可の場合

2 法第4条第1項第1 1件につき 6.800円 号の規定によるクロス」(当該許可を受けようと ボウの所持の許可を現しする者が同時に他の法第 に受けている者に対す 4条第1項第1号の規定 る同号の規定に基づく|に基づくクロスボウの所 クロスボウの所持の許一持の許可を受けようとす る場合における当該他の 同号の規定に基づくクロ スボウの所持の許可に あっては、4,300円)

別表第1の28の項の1中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を 加え、同項の次に次のように加える。

等取締法第5条の3の 2第1項の規定に基づ

28の2 銃砲刀剣類所持 1 現に銃砲刀剣類所持等 取締法第4条第1項第1 号の規定による許可を受

1講習につき 3,000円

くクロスボウの取扱い に関する講習会の講習 を受けようとする者 けてクロスボウを所持し ている者に対する講習会

2 その他の者に対する講習会

1講習につき 6.900円

別表第1の30の項手数料を納付しなければならない者の欄中「銃砲又は」を 「銃砲等又は」に改め、同表の32の項を次のように改める。

- 32 銃砲刀剣類所持等取 締法(以下この項において「法」という。) 第7条の3第1項の規定に基づく法第4条第 1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃 又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者
- 32 銃砲刀剣類所持等取 1 新たな許可証の交付を 1 件 に つ き 締法(以下この項にお 伴う法第7条の3第1項 7,200円(当該更 いて「法」という。) の規定に基づく猟銃又は 新を受けようとす 第7条の3第1項の規 空気銃の所持の許可の更 る者が同時に他の 定に基づく法第4条第 新の場合 法第7条の3第1

新を受けようとす る者が同時に他の 法第7条の3第1 項の規定に基づく 猟銃又は空気銃の 所持の許可の更新 を受けようとする 場合における当該 他の同項の規定に 基づく猟銃又は空 気銃の所持の許可 の更新及び当該更 新を受けようとす る者が同時に法第 4条第1項第1号 の規定に基づく猟 銃又は空気銃の所 持の許可を受けよ

2 新たな許可証の交付を 伴う法第7条の3第1項 の規定に基づくクロスボ ウの所持の許可の更新の 場合

うとする場合にお ける当該法第7条 の3第1項の規定 に基づく猟銃又は 空気銃の所持の許 可の更新にあって は、4,800円) 1件につき | 7,200円(当該更 新を受けようとす る者が同時に他の 法第7条の3第1 項の規定に基づく クロスボウの所持 の許可の更新を受 けようとする場合 における当該他の 同項の規定に基づ くクロスボウの所 持の許可の更新及 び当該更新を受け ようとする者が同 時に法第4条第1 項第1号の規定に

基づくクロスボウ

の所持の許可を受

けようとする場合

における当該法第

3 新たな許可証の交付を 伴わない法第7条の3第 1項の規定に基づく猟銃 又は空気銃の所持の許可 の更新の場合

7条の3第1項の 規定に基づくクロ スボウの所持の許 可の更新にあって は、4,800円) 1件につき 6,800円(当該更 新を受けようとす る者が同時に他の 法第7条の3第1 項の規定に基づく 猟銃又は空気銃の 所持の許可の更新 を受けようとする 場合における当該 他の同項の規定に 基づく猟銃又は空 気銃の所持の許可 の更新及び当該更 新を受けようとす る者が同時に法第 4条第1項第1号 の規定に基づく猟 銃又は空気銃の所 持の許可を受けよ うとする場合にお

4 新たな許可証の交付を 伴わない法第7条の3第 1項の規定に基づくクロ スボウの所持の許可の更 新の場合

ける当該法第7条 の3第1項の規定 に基づく猟銃又は 空気銃の所持の許 可の更新にあって は、4,400円) 1件につき 6,800円(当該更 新を受けようとす る者が同時に他の 法第7条の3第1 項の規定に基づく クロスボウの所持 の許可の更新を受 けようとする場合 における当該他の 同項の規定に基づ くクロスボウの所 持の許可の更新及 び当該更新を受け ようとする者が同 時に法第4条第1 項第1号の規定に 基づくクロスボウ の所持の許可を受 けようとする場合 における当該法第

7条の3第1項の 規定に基づくクロ スボウの所持の許 可の更新にあって は、4,400円)

別表第1の34の4の項の次に次のように加える。

34の5 銃砲刀剣類所持	1件につき
等取締法(以下この項	9,300円(当該認
において「法」とい	定を受けようとす
う。) 第9条の16第1	る者が同時に他の
項の規定に基づく射撃	法第9条の16第1
練習を行う資格の認定	項の規定に基づく
を受けようとする者	認定を受けようと
	する場合における
	当該他の同項の規
	定に基づく認定に
	あっては、5,600
	円)

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。